

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案及び告示案等について

1. 背景・目的

石綿は、高抗張力性、耐熱性、対摩耗性等に優れた性質を有していることから、鉄骨の耐火被覆等の建材において使用されており、平成17年に国土交通省が行った調査においては、吹付け石綿等が露出していることが確認された建築物が相当数存在することが判明している。

一方、繊維として空気中に浮遊した状態にある石綿の粉じんを人が吸引した場合、肺がんや中皮腫など致死率の高い健康被害を生じることが明らかになっており、これらの疾病については、微量の石綿粉じんを吸引しただけでも発症する可能性があることが分かっている。

このため、平成18年2月に成立した「石綿による健康等に係る被害の防止のための関係法律の整備に関する法律」において、建築基準法を改正し、石綿による健康被害を防止するための建築物の最低基準として、建築物における石綿の使用に係る規制を導入したところであり、省令案及び告示案等は、その具体的な内容を定めるものである。

2. 内容

2-1. 建築基準法施行規則を一部改正する省令案の内容

- ・建築基準法及び建築基準法施行令の改正に伴い必要となる確認申請図書を定めること等

2-2. 石綿等を飛散又は発散させるおそれがない石綿等をあらかじめ添加した建築材料を定める告示案の内容

- ・石綿等を飛散又は発散させるおそれがない石綿等をあらかじめ添加した建築材料として、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウール以外の石綿をあらかじめ添加した建築材料を定めること。

2-3. 封じ込め及び囲い込みの措置の基準を定める告示案の内容

①封じ込めの措置の基準

- ・建築基準法第37条により認定された石綿飛散防止剤(以下「防止剤」という。)を用いて、石綿が添加された建築材料を被覆し、又は添加された石綿を建築材料に固着させること。
- ・石綿が添加された建築材料に著しい劣化、損傷がある場合に当該部分から石綿が飛散しないようにする措置を行うこと等

②囲い込みの措置の基準

- ・石綿が添加された建築材料を板等の石綿を透過しない材料で囲い込むこと。

- ・石綿が添加された建築材料に著しい劣化、損傷がある場合に当該部分から石綿が飛散しないようにする措置を行うこと等

2-4. 平成12年告示第1446号の一部を改正する告示案の内容

- ・封じ込めの措置に用いる防止剤を建築基準法第37条第2項の認定の対象に追加すること。
- ・防止剤の品質に関する技術的基準として次の内容を定めること。
 - ①次の品質基準及びその測定方法を定めること。
 - イ 防止剤の塗布量の下限の基準値が定められていること。
 - ロ 防止剤を塗布した建築材料に空調機器等の風が作用した際に、当該建築材料から飛散する繊維が認められないこと。
 - ハ 防止剤を塗布した建築材料に固形物が衝突した際に、生じるくぼみの深さが防止剤を塗布しない場合と比較して大きくなく、脱落又は亀裂が生じない性能を有すること。
 - ニ 防止剤を塗布した建築材料みに引張力が作用した際に、防止剤による塗膜又は固着層の付着強さが低下しないこと。
 - ②検査項目として、防止剤の組成等を定め、資材の納品書による等のその検査方法を定めること。

3. 施行期日(予定)

平成18年10月1日